

沿岸広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年3月1日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 重茂半島線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第22地割43番1地先から第21地割28番1地先まで	新	m 27.0～5.7	m 205.7
	旧	7.8～4.4	205.7
宮古市重茂第21地割8番5地先内	新	26.0～7.6	126.6
	旧	17.9～5.8	126.6

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで

2（1）道路の種類 県道

（2）路線名 宮古港線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市千徳第14地割47番7地先から47番6地先まで	新	m 82.4～12.5	m 102.2
	旧	40.4～11.8	102.2

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで